

なないろデイサービス 契約書

(指定地域密着型通所介護サービス)

____様(以下「利用者」とする)と「合同会社 Grow」の営む「なないろデイサービス」(以下「事業者」とする)は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

第1条 (契約の目的と内容)

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定地域密着型通所介護サービスを提供し、

利用者は、事業者に対して、そのサービスの対価として利用者自己負担分の料金を支払います。

本契約内容の詳細は、別紙【なないろデイサービス 指定地域密着型通所介護サービス 重要事項説明書】(以下「重要事項説明書」とする)の定めとします。

第2条 (契約期間)

1. この契約の期間は、____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。
2. 契約満了日までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護1～要介護5と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。
3. 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

第3条 (地域密着型通所介護計画等の作成・変更・評価)

1. 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び心身の状況及び希望を踏まえ、介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した『通所介護計画書』を作成します。作成にあたり、事業者はその内容を利用者及び家族に説明し、同意を得て交付します。
2. 事業者は、次のいずれかに該当する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに通所介護計画を変更し、利用者、居宅介護支援事業者へ連絡調整等の必要な援助を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が、地域密着型通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
3. 事業者は、利用者に対し通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理と評価を行います。

第4条 (個別機能訓練計画の作成・評価)

1. 事業者は、利用者が個別機能訓練を行う場合、機能訓練指導員、介護職員等が共同して、利用者ごとに『個別機能訓練計画書』を作成し、その内容を利用者に説明、同意のもと、計画的に機能訓練を行います。

2. 事業者は、個別機能訓練計画の作成にあたり、利用者の居宅を訪問した上で、個別に必要な機能訓練の内容を考案し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又は家族に対して機能訓練の内容と計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行います。
3. 事業者は、3ヶ月ごとに1回以上、個別機能訓練計画に基づいて行った個別訓練の結果や実施方法等について評価を行い、利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し記録します。

第5条（サービス提供の記録及び保存）

1. 事業者は、毎回のサービス終了時に、「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者へ交付します。
2. 事業者は、一定期間ごとに目標達成の状況を記録し利用者に説明します。
3. 事業者は、「サービス提供記録書」等の記録を作成した後、契約終了後2年間は適正に保管します。
4. 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、記録の写しを交付することができるものとします。
5. 利用者及び利用者の後見人（必要に応じて利用者の家族を含む）は、この記録の閲覧及び複写の交付を求めることができます。その際、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第6条（利用料等の支払い）

1. 利用者は、サービスの対価として、厚生労働大臣が定める基準による利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの利用者負担金、及び介護保険給付の対象にならないサービスにかかる諸経費（食事代やオムツ代等）の合計金額を支払います。なお、契約期間中に関係法令が改定された場合には、利用者に対して速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明のうえ、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。
2. 利用料の請求や支払い方法は、別紙【重要事項説明書】のとおりです。
3. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙【重要事項説明書】を作成し契約します。利用者が変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
4. 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を3ヶ月分以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用料が支払われなければ、文書による催告のうえ、契約を解除することができます。

第7条（送迎）

1. 送迎範囲内の利用者が居住している自宅への送迎対応となります。通院等、利用者や家族の都合による自宅以外への送迎対応は行いません。
2. 送迎時間や順番は事業者が調整します。
3. 利用者及び家族の希望により、事業者の送迎以外で来所される際の事故及び転倒等による怪我等の責任は負いかねます。

第8条（指定地域密着型通所介護サービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日17:30まで（前日が日曜日の場合は金曜日の17:30まで）に電話等で連絡することにより、料金負担なくサービス利用を中止することができます。期日までに連絡が無いまま中止した場合は、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、利用者の緊急かつやむを得ない事情がある場合は、当日でもキャンセル料は不要です。

2. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、地域密着型通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合、実際にサービスを提供した時間に相当する料金のみ請求します。

第9条（利用者の解約権）

1. 利用者は、事業者に対し、いつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病状、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 次に該当した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、事業者が倒産した場合

第10条（事業者の解除権及び契約終了）

1. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
2. 次に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。この場合、事業者は「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成した居宅介護支援事業者はその旨を連絡します。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金の支払い催告をしたにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者又は家族が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合
3. 次に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けることとなった場合
 - ③ 利用者が小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を受けることになった場合
 - ④ 利用者の要介護状態区分が、要支援または自立と認定された場合
 - ⑤ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第11条（秘密保持）

1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱い、別紙【個人情報使用同意書】で同意を得た場合に限り、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)に定める通報ができるものとし、その場合は、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第 12 条（緊急時の対応）

1. 事業者は、サービス提供中に利用者の状態が急変した場合や、その他必要と判断した場合、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等必要な措置を講じ、管理者の指示に従うものとします。

第 13 条（事故発生時の対応）

1. 事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事業者は、事故が発生した際、原因究明と再発防止に努めるとともに、事故状況や一連の対応に関する記録を利用者の契約終了日より 2 年間保存します。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故等が発生し、利用者の生命、身体、財産等に損害を生じた場合、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではなく、利用者又はその家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

第 15 条（連携）

事業者は、地域密着型通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 16 条（相談・苦情対応）

1. 利用者又は家族は、提供されたサービスへの苦情がある場合、別紙【重要事項説明書】に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対し、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
3. 事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 17 条（利用者の家族及び代理人）

1. 利用者の家族は本契約に基づく利用者の一切の債務を連帯して保証するとともに、事業者と共同して利用者の在宅生活の質の向上に努めるものとします。
2. 利用者は、代理人を選任して本契約を締結することができ、又、契約に定める権利の行使と義務の履行を行わせることができます。

第 18 条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、指定地域密着型通所介護サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印の上、それぞれ1部ずつ保有します。

契約締結日 年 月 日

（利用者） 私は、この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印

（家族又は代理人）

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

（事業者） 私は、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、
誠実に責任をもって行います。

所在地 江戸川区一之江 8-19-6 彦新ビル I 1 階

法人名 合同会社 Grow _____

代表者名 渡邊 美也子 印

事業所名 なないろデイサービス _____

説明者 _____